

(別紙1)

○ 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（監督処分の公告） 第二十九条 法第七十条第一項の規定による公告は、国土交通大臣の処分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトに他の適切な方法により行うものとする。</p>	<p>（監督処分の公告） 第二十九条 法第七十条第一項の規定による公告は、国土交通大臣の処分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあつては当該都道府県の公報によるものとする。</p>